

第二十四回国会 参議院決算委員会会議録第十四号

昭和三十一年四月十九日(木曜日)午後一時五十二分開会

委員の異動

四月十三日委員安部キミ子君辞任につき、その補欠として相馬助治君を議長において指名した。

本日委員相馬助治君及び市川房枝君辞任につき、その補欠として安部キミ子君及び八木幸吉君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田中 一君

理事 青柳 秀夫君  
白井 勇君  
大倉 精一君  
梶原 茂嘉君

委員

岡田 信次君  
小澤久太郎君  
古池 信三君  
笹森 順造君  
白川 一雄君  
滝井治三郎君  
最上 英子君  
安部キミ子君  
久保 等君  
近藤 信一君  
村尾 重雄君  
湯山 勇君  
奥 むめお君  
高村 軍次君  
八木 幸吉君

政府委員

行政管理 宇都宮徳馬君  
行政次官 岡松進次郎君  
行政管理局 山手 満男君  
監察部長 大蔵政務次官 宮川新一郎君  
大蔵省主 計局次長 東谷傳次郎君  
会計検査院長 事務局側 常任委員 池田 修蔵君  
会専門員

本日の会議に付した案件

○本委員会の運営に関する件  
○昭和三十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)(内閣提出、衆議院送付)  
○昭和三十年年度特別会計予備費使用総調書(その1)(内閣提出、衆議院送付)

○会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○昭和二十九年年度一般会計歳入歳出決算(内閣提出)  
○昭和二十九年年度特別会計歳入歳出決算(内閣提出)  
○昭和二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書(内閣提出)

○昭和二十九年年度政府関係機関決算書(内閣提出)

○委員長(田中一君) たいだいまから第十四回決算委員会を開会いたします。まず、委員の変更を御報告申し上げます。四月十三日安部キミ子君の辞任

に伴いまして、相馬助治君が補欠として選任されました。本十九日、相馬助治君、市川房枝君の辞任に伴いまして、安部キミ子君、八木幸吉君が補欠として選任されました。

○委員長(田中一君) 次に、本日の理事会において申し合せた事項についてお諮りいたします。

本日は予備費使用総調書二件の採決並びに検査院法一部改正法案の質疑を行います。これもともに採決を得たいと思ひます。

そのあとで四月十一日行政管理庁から国有財産管理業務監察の結果に基づく勧告事項が出ておりますが、これに對しまして行政管理庁側から説明を求めます。なお、次回以降の日程に關しましては予定されておりましたところの本月二十六日、日本開發銀行並びに大蔵省管財局、国有財産計算書の質疑がございますが、これは日本開發銀行は五月十七日に延期いたしましたして、行政管理庁の勧告に關しまして、大蔵省の釈明、会計検査院の説明を求めらることにいたしたいと存じます。なお、五月十七日が会期末となっておりますので、この委員会におきましては、日本開發銀行並びに懸案となつております調査案件を、一応結論を出すもの、十七日同日全部まとめまして結論を出したい、その案件につきましては、専門員の方で立案いたしましたして、十日委員長理事打合会に提案いたしたいと思ひますが、以上のように理事会で申

し合せをいたしましたけれども、さう取り計って御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないものと認めます。さう決定いたしました。

○委員長(田中一君) 次に、昭和三十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

を議題に供します。質疑を続行することにいたします。たいだいま出席の方々、山手大蔵政務次官、宮川主計局次長、柳沢司計課長の三君でございます。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。別段御質疑がなければ、これをもちつて質疑は終了したものといたします。

では、これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと存じます。別に御発言もないようでございますから、討論は終局したものと認めまして、それではこれより採決に入ります。

昭和三十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)、昭和三十年年度特別会計使用総調書(その1)は、いずれも承諾を与え得るべきものと議決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 全会一致でございます。

います。よつて昭和三十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)、昭和三十年年度特別会計予備費使用総調書(その1)、いずれも全会一致をもって承諾を与えるべきものと決せられました。なお、以上本件に關し、本院規則第四百四条により本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手續につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本件を可とされる方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

青柳 秀夫 白井 勇  
古池 信三 白川 一雄  
湯山 勇 島村 軍次  
岡田 信次 安部キミ子  
笹森 順造 梶原 茂嘉  
村尾 重雄 八木 幸吉  
小澤久太郎 奥 むめお  
近藤 信一 滝井治三郎  
久保 等 大倉 精一  
最上 英子

○委員長(田中一君) 署名漏れはありませんか。署名漏れはないものと認めます。

○委員長(田中一君) 次に会計検査院法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に關し御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

ただいま出席の方は東谷検査院長、池田事務総長、小沢法規改善課長の三人でございます。

○大倉精一君 この際、二、三お尋ねしておきたいと思ひます。第三十二条関係ですが、今度の改正案によりますと従来現金と物品を一括にして弁償責任を負うというのをうたつておいたのですが、この改正案によりますと、物品を切り離して、特に物品については、故意または重大なる過失というふうに規定をされておるのでありますが、この場合、現金喪失の場合と、それから物品に損害を与えた場合、この差別をされた、この理由について承わつておきたいと思ひます。

○会計検査院長(東谷傳次郎君) ただいまの御質問でございますが、物品の方は御承知のように物品管理法というものが今度制定されますので、それに対応しまして、根拠法である物品管理法に、故意または重大な過失の場合に物品管理官、出納官に責任を負わすということに相なつておりますので、それを受けまして、会計検査院法第三十二条をこれに沿うように改正いたしましたのであります。その意味におきましては、現金と物品との間は差別はなくなつたのでございます。

○大倉精一君 これは物品管理法の改正に從つて必然的に改正されたものであると思ひますが、参考のために伺つておきたいのは、従来の規定によつて現金と物品と一括にされてお

た場合、どういふような不都合が實際にあつたかということについて、参考のために伺つておきたいと思ひます。

○会計検査院長(東谷傳次郎君) ただいまの大倉さんの御質問でございますが、検査事項といつたしましては格別違つてはおりぬのであります。結果的に現われてきましたものは、現金の場合におきましては、亡失などに対しての弁償責任を追及するところの検査事項が相当にございました。物品におきましては、亡失は相当あつたのであります。やむを得ない事項、その他自然減耗などが多かつたのであります。物品の方におきましては、弁償責任を負わすところの検査事項はあまり多くはなかつたのであります。

○大倉精一君 次に、お尋ねしておきたいことは、物品管理法第三十一条第二項によりまして、物品の管理職員が弁償すべき国の損害の額は、亡失の場合には物品の価額、損傷の場合は物品の減価額、その他の場合は当該物品の管理行為に關して通常生ずべき損害の額とすることになっておりますが、弁償責任を檢定する場合、その算出基準をどういふふうにする予定でござい

ますか。  
○会計検査院長(東谷傳次郎君) ただいまの御質問の物品の亡失または棄損によりましての弁償責任の限度でございますが、それはやはり亡失いたしましたものを勘案いたしまして、その帳簿のものを、その亡失のときの相当な価額を弁償責任として追及するということに檢定上扱つておるのでございます。今後ともそうなるかと思つておりま

す。  
○大倉精一君 これはいふゆる通常生ずべき損害の額ということになってお

ります。これは本人にとつてはやはり損害を弁償するといふことは、相

○会計検査院長(東谷傳次郎君) ただいまの点でございますが、個々の事

○堀原茂君 今度この物品管理法が

○会計検査院長(東谷傳次郎君) ただ

いまの御質問ごもつともであります。

○堀原茂君 原則的にはおそらく今

○委員(田中一君) ほかに御発言も

○委員(田中一君) 御異議ないと認

○委員(田中一君) 御異議ないと認

り損耗なりが起るといつた場合であり

○委員(田中一君) 御異議ないと認

○委員(田中一君) 御異議ないと認

○委員(田中一君) 御異議ないと認

○委員(田中一君) 御異議ないと認

決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田中一君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二條により議長に提出すべき報告書の作成その他の自後の手続につきましては、慣例により委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中一君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 大倉 精一 近藤 信一
- 奥 むめお 小澤久太郎
- 八木 幸吉 村尾 重雄
- 榎原 茂嘉 笹森 順造
- 安部キミ子 最上 英子
- 青柳 秀夫 白井 勇
- 白川 一雄 湯山 勇
- 滝井治三郎 久保 等
- 岡田 信次

○委員長(田中一君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないものと認めます。

〔委員長退席、理事青柳秀夫君着席〕

○理事(青柳秀夫君) それではただい

まから昭和二十九年年度一般会計歳入歳出決算

昭和二十九年年度特別会計歳入歳出決算

昭和二十九年年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和二十九年年度政府関係機関決算書を議題といたしまして、大蔵省所管のうち管財局の部を審議いたします。

本日は国有財産の管理状況に関する件として、去る四月十一日付をもって行政管理庁から大蔵省に対し国有財産管理の状況が不適切であるから改善されたい旨の勧告が行われましたので、まず行政管理庁から御説明をお願いいたします。本件に関し御出席の方は、宇都宮政務次官、岡松監察部長、大丸監察審議官、齋藤監察官補佐の諸君であります。

○大倉精一君 監察事項の説明をされるに、要望があるのですが、この印刷物を朗読するというだけじゃなく、できれば具体的に、たとえば事例をあげていただく何なりして、具体的な説明をこの際お願いしたいというのを要望しておきます。

○政府委員(宇都宮徳馬君) それではごく概括的に一応御説明いたしますが、今度の勧告は、大体昭和二十九年七月から始めた監察結果をもとにいたしました。そして昭和二十九年九月末に、二十八年年度になしたところの売り払い及び貸付の状況について監察し、その結果を今回売り払い及び貸付に対しては勧告いたしました。なお、未利用財産につきましては、二十九年の九月末現在を未利用財産について監察いたしましたので、その結果を今回勧告いたしましたので

あります。そして売り払い及び貸付に対する監察は、大体全件数の、貸付については三割、売り払いについては八割を無作為抽出して調べて、その結果をよく勘案いたしました。勧告いたしました、こういふわけでございます。未利用財産につきましては、旧軍財産及び旧大蔵種財産等の五・七割を監察の対象にいたしました。これを監察いたしました、そういうわけでございます。なお、詳細につきましては監察部長より説明いたします。

○政府委員(岡松進次郎君) ただいま仰せのありました先般四月十一日付で大蔵省に勧告いたしました勧告文につきましては、お手元に差し上げておきますが、それを敷衍いたしました。申し上げたいと思っております。なお、ただいま御要望のように具体的事例等もあわせて申し上げて御説明申し上げます。

ただいま政務次官よりお話ありましたように、この監察は第一次と第二次に分れておりまして、最初は大蔵省所管の普通財産のうち土地と建物につきまして貸付と売り払いの状況を見たとでございます。それから第二次といたしまして、ただいま御説明がございまして、その他の事項につきまして見ました、それを一括いたしました。勧告いたしましたようなわけでございます。

それで第一次の国有財産の不動産並びに建物の貸付及び売り払いの状況から御説明申し上げます。

実は、大蔵省所管の土地建物の不動産並びに不動産のうち土地建物につきましては、非常に対象数が多いのでございまして、昭和二十八年度の処分件数を見たのでございますが、貸付にお

きまして五万五千四百十件でございます。売り払いにおきまして一万九千三百七十九件でございます。管理庁で見ましたのは、貸付につきまして千七百四十四件でございます。それから売り払いにつきましては千五百二十八件ということになっております。そのうち、大体見ました、何と申しますか、監察の重点といたしましては、大体貸付も売り払いも共通の重点でございますが、一つは貸付契約の締結状況、貸付契約が目的通り貸し付けられているかどうか、あとまたその内訳を申し上げますが、そういう点を重点として申し上げます。これは売り払いにつきましても同様でございます。売り払いの契約の締結状況、それから貸付料の決定、売り払いにつきましても売り払いの価格の決定が適当であるかどうかというふうな点を見たのでございます。

それからもう一つは、貸付料の徴収状況というものが、未徴収のものがないかどうかどうか、これは売り払いにつきましても、売り払い代金の徴収状況というふうな観点から見えております。それからもう一つは、貸付財産の管理、これは貸付後の利用状況等がどうなっているか、あるいは維持管理がどうなっているかという問題、売り払いにつきましても、売り払い後の利用状況、目的通りその土地が利用されているかというふうな点を見たのでございます。そのほか、多少ございまして、所有権の移動登記がおくれているとか、そういうふうな点をその他といたしまして分類いたしましたのでございます。そういたしました、大体今申し上げました貸付につきましては千七百四十四件抽

出調査いたしましたうちで、われわれの方で一応なんらかの理由によって不適切なものというふうなあげました件数が、貸付におきまして五百一件、二八・八割になっております。売り払いにおきましては五百四十七件、三五・八割でございます。

次に、その状況につきまして、もう少し細目にわたりまして申し上げます。それは勧告事項の一の貸付契約更新の迅速化及び簡素化というのが第一に述べさせていただきます。これはもう今御注意もされましたように、お詫みになればわかりませんが、一々これを申し上げませんが、これは結局最初に申し上げました貸付契約の締結状況というものにおいて、いろいろ発見せられました改善事項を言っているのでございます。そのうち、ここにありますように、大体貸付契約が、財務局といたしましては一年ごと更新するということになってはいるのであります。これはやはり大体国有財産というものは売れるものは売った方がいいというのが原則であります。従いまして、なるべく貸付は短期間に区切ってその間に売買するという建前から、一年ごとにするということとは、ある点において意味もあり、わかるのでございまして、しかしこれは、最初のうちには相当売買等もありましたけれども、だんだんそういうふうな問題がなくなってきました。そのためにこの契約を更新する、そのために一々同じように申請書を出すといった手数のために非常に事務が繁雑になっていく。それから大体その一年間にどれくらい売り払いというものは限度がございまして

三

両を立て、それ以外のものは貸付契約をもう少し延ばして、数年にわたった貸付契約をすれば非常に事務が簡素化になるのじゃないかという点を言っておるわけでございます。その他、今貸付契約におきまして、非常にわれわれとしまして指摘しなければならぬ点は、契約事務の処理が非常に遅延してあるというのでございます。これが大体百七十七件ばかりでございます。もちろんこの中には非常にささいなこともございますけれども、大体申し上げまして、貸付を許可しながら実際に貸付契約を締結するのが、たとえ北海道の財務局管内で、昭和二十六年に実際上の貸付をしたが、ようやく二十九一年になって貸付の契約をしてある、あるいは同様なものが財務局にも相当あるわけでございます。また今申し上げましたように、一年ごとに更新ということになっておりますので、だんだん手続が複雑なために、実際問題として新年度になりましたもすぐ四月中に更新しないで、第二四半期、あるいは第三四半期に更新するというふうなことは形式的な遅延とも言えるかもしれませんが、これは実問題として、そういうものが非常に多いのでありまして、やはり法規上更新契約をする際には、契約が切れたならば直ちに更新するといふような処置をとるべきではないかというような点におきまして、相当こころいような事例が見受けられたのであります。

次にこれは、今貸付の問題でございますが、売り払いの契約の締結の問題につきましては、主として多いのは契約締結に際して法令の趣旨及び内容にどうも違つておるといふようなもので

あります。これは大体原則として、国有財産の売り払いは一般競争入札ということになっておるわけでございます。しかしこれには法規上のいろいろな特例がございます。縁故の関係とかその他いろいろな関係で隨意契約、あるいは五十万円以下といったような少額の土地、建物につきましては隨意契約ができるというふうな、こまかい適用条文がございますが、それによりまして随意契約を相当やっておりますわけです。しかしその事例等におきまして、本来縁故ではないにもかかわらず、われわれ見ましてあまり縁故関係という文に当てはまらないにもかかわらず、随意契約をやつておる、こころいような事例が相当あるわけです。それからそういう事例が、指摘いたしますと相当の數三十一件、まあ契約締結状況に關しまして、いろいろ指摘しました売り払ひにつきまして、六十一件中三十一件というものがこの条項に当てはまるのでありまして、その他契約条件及び用途指定の方法に妥當を欠くもの、あるいは売り払ひにつきましては担保あるいは先取特権の設定をすべきでありますけれども、そういうような担保をとらずに売り払ひをしたといふような事例も、十件ばかりあげられておるのでございます。これはたとえば兵庫縣におきまして、軍用の土地、建物等を県に對して売り払ひしておるわけです。この額はつまり条文によりまして四割減額で売り払ひ、これは条例でできるわけでございますけれども、そういう際には、四割減額をもって代金の延納をさす場合には、担保をとるといふことになっておるわけでも、これをと

らずにいたといつたような事例等があげられるわけでございます。次は貸付料及び売却代金の決定でございますが、これは大体貸付におきましては、貸付料の評定の不適切ということが、これは貸付、売り払いを通じて指摘されておるわけでありまして、評定の不適切と申しますのは、一つは課税標準あるいは物価指數等を勘案してその土地を評価するわけでございますけれども、それがどうも適度に評価されてないといつたような例、あるいは付近の土地の地価と申しますか、その土地の地価と申しますか、それが不適切なもので、そういうようなものが貸付におきましては百五十九件中六十三件くらいになっております。また売り払ひにおきまして、二百六十七件指摘中におきまして、百四十件ばかりになつておるのであります。その他精通者の意見を聞いてきめるといつたようなもの、不適切な事例が、貸付の方は割合に少く出ておりますが、売り払ひの方におきましては十八件、あるいは立地条件、その土地がいろいろ利用価値があるかないかといふようなこと、減額したりするものでございます。そういうような事例が不適切なものが、これも売り払ひの方に割合に比較的多く二十二件、その他償却破損しているとか、あるいは被害を受けているから非常に価格が低いといつたような減額状況がございまして、それらの算定が適当でないといつたようなもの、あるいは計算的に乗率を誤まつたといつたようなものが多少あるわけでございます。これはたとえば土地につきましては、これは国には課税というも

のがありませんので、それ以外の民有地の条件を勘案してきめるわけでございますが、たとえば坪当たりが百九十五円くらいいたのが、大体二百六十五円くらいいいだろといふふうな判定になっておるといふようなものがございまして、また近傍地、近隣地にどうも適当なところが無いといつて、適当に財務局できめておらざるけれども、われわれの方で調べますと、やはり適当な比較すべき土地があったといふようなこと、それから見まして多少低額ではないかといつたような例が、少低額でもないかといつたような例が、金沢等にもあるわけでございます。それからこの精通者の意見を勘案するに申しますのは、たとえば銀行あるいは役場、その他、いろいろの土地の評定をあるいは鑑定をしてもらうわけでございますが、そういうようなものにつきまして、ちよつと電話で聞いたといつたような軽いようなことがあつたり、あるいはどうも鑑定者に聞きまして、自分は別にそういう鑑定を頼まれた覚えはないといつたような事例も見受けられますので、こころいような点につきましては、慎重につきまて、信用ある金融機関といふものを選定して、そして正式に文書によつて、大体土地の評価を鑑定してもらうといつたような慎重な処置によりまして、地価を扱う、貸付並びに売り払い、買却価格の決定を慎重にして、疑惑のないようにしてもらいたいといふことが第二の勧告の趣旨でございます。

それから第三は、貸付財産の管理及び売り払い後の利用状況でございますが、これは一つは、ここにありますように、貸付中の建物は補修する義務が大體付せられておるわけでありまして、借りた者がそういった義務を遂行せずに、非常に荒廢しているといふものも、非常に腐朽したようなものも、方をしておるといふようなものもそのまゝになっておる、あるいは火災保険を付することになっておるにもかかわらず、これにつきまして、その義務が履行されないままになっておるといふことは相当ありまして、貸付につきましては、百九十七件中十六ばかりでございます。それから売り払いにおきましては四十五件中十二件といつたものでございます。一つは、一番多い例といつたしておりますが、貸付におきましては、契約の条項に違反して転売してある、契約の条項に、たとえば工場を建てる、といつて三百坪貸したものを、百坪ぐらゐは工場にして、あと二百坪は庭園にしておるとか、それならいのであります。が、それを他の者に転貸してある、これは個人に限りません。病院を建てるからといつて貸したにもかかわらず、これをそれに使わずに、これをある民間の教会等に貸してある、あるいは市營の競馬場にするからといつて払い下げしてもらつたものを、民間の乗馬協會等に転貸してあるといつたような例とか、いろいろの例がございすけれども、いわゆる契約の条項に違反して転貸してあるといつたような事例が相當數あるわけでございます。これは貸付に起るものが多く、理屈上そういうわけでございます。売り払いにおきましては、売り払いの指定条項以外に使用しておつたといつたようなものが四十五件中二十二件を數えるような状態で、こころいようなものがそ

のまま行われ、おるといふことは、非常に国有財産の払い下げの趣旨を曲げられるわけでございますので、こういう点を将来実態を把握して、こういうことのないようにしてもらいたい、こういうことでございます。

それから第四の契約の締結、貸付料、売り払い代金の徴収及び督促でございますが、これは非常に多い事例といたしましては、貸付におきましては、徴収事務が積極性を欠いておると、これは、たとえば納入告知書の発行が、貸付契約をしても、直ちに発行せず、非常におくられて発行しているといったような、たとえば事例がこれに当るのではないかと思うのであります。これが貸付料の徴収におきましても、二百七十八件中七十一件、それから売り払いにおきましても、四百八十六件中六十件、こういうふうな指摘件数になっております。その次は、契約しました者が、どうも会社がつぶれちゃって金が払えないとか、あるいは払えるにもかかわらず、これを悪意に払っていない、それに対して積極的に督促して徴収していないといったような、契約者の経済的理由によるといったような分類に当るものが、貸付におきまして、二百七十八件中百五件、売り払いにおきましても四百八件中百三十一件といったようなケースが現われておるわけでございます。で、なおここに四に述べておきますのは、ただいまのケース等を監察の結果、非常に小口の不動産につきましては随意契約によつて売り払われることになっておるのでありますけれども、いろいろこの売り払いのケースをみますると、一般競争入札におきましては、財務局で

きめられた予定価格より、大体高い値で売られておるわけでありまして、これはやはり競争入札の一つの妙味ではないかと思うのでありまして、これは全部について調べませんでございまして、けれども、新潟財務局管内の旧軍用財産の建物、工物、立木の例を二十二ばかり調べましたうちで、ほとんどが予定価格より、一般競争入札におきましては高値に落札しておるのであります。その間落札をせずに、随意契約をやつたものが四件ばかりございまして、特別の理由がある場合以外には、一般競争入札によりまして、大いに国有財産によつて歳入をあげるといふ点にも努力してはほしいというわけで、四の前の趣旨になつておるわけでございます。それから後段は今申し上げましたような経済的理由で、非常に貸付金を払わないといったような点、売払代金を払わないといったようなものが非常に多いのにかんがみまして、これはいろいろ理由もあつて、終戦後非常に国有財産の歳入をあげるために、売り払いということに非常に努力された点は認めるのであります。従いまして相手方の経済力、いろいろなるものを十分に勘案するひまもなく、あるいはその当時は相当財政力のあつた会社等も、終戦後の混乱によつてつぶれてしまつておるわけであつた、あるいは居所不明になつたとかという貸付を受けた者あるいは売り払いを受けた者の非常に悪意による場合も相当あるのでございまして、必ずしも財務局だけを買めるのは当たらないと思ひますけれども、この売り払い代金の未徴収という結果においては、まあ同様でございます。

今後は積極的にそういうようなものを十分に調査してやつてもらいたいということ、それから督促につきましても、たとえば一回手紙を出したきりで、そのままになつておるとか、電話を一回かけたきり、その後あまり督促していない、これもまた内輪に入りまして、人員が不足であり、また旅費におきましても、決して形だけで買めらるべきではない事情もあると思ひます。それから、しかしもう少し積極的に、国損防止の努力をしてほしいという点を、後段に勧告した次第でございます。それから、もうどうにもならないで徴収の見込みのないものも、そのまゝになつておるといふようなものは、早くそれを解約するといったような結末をつけるという処置も、とるべきではないかということが、四の意味でございます。

それから第五は、売払代金の延納につきましては、これもちょっと前にも触れましたけれども、担保を徴すると、あるいは先取特権の登記をしなければならぬが、これが履行されておらないという事例が相当あつておるわけでありまして、その点につきましても、この徴収督促が行れていないとか、あるいは不適切であるというような事例も、今申し上げました徴収状況の中では相当ささいなものも入れました。貸付につきましては八十八件、売り払いにつきましては四百八件中百九十二件といったやうな、件数としては非常に多いのでありまして、こういう個々の取扱いにおきましても、もう少し積極的にやれば、貸付料なり

売払代金の徴収にもつといい成績が上るのではないかとこの考へておる次第であります。

第六は、弁償金の処理についてでございますが、これは弁償金という特別の処置が終戦後行われておるわけでありまして、これは実際貸付契約は締結されないので、事實上一時使用ということに貸付料のかわりに弁償金というものを支払う方法をとつておるのであります。こういう処置をとるのにもいろいろの理由がありますが、一つの例といたしましては、たとえば進駐軍に接収された、ところが進駐軍から一時許可を受けて使うといったようなケースの場合に、正式の貸付契約を結ぶことはどうかというところで、一時使用を財務当局で認める、進駐軍の許可を条件として一時使用を認めて、それには弁償金という措置をやつておるのであります。その他至急に売らざるべきものは、貸付契約をしてしまふと、その間は売れないといったやうなことで、便宜上一時使用の形で弁償金といったものをやつておつたのであります。これも終戦後相当期間もたつておりますし、従いまして弁償金で数年を経過しておるといふやうな事例が多く、従いまして非常に多額に弁償金なるために徴収も困難になり、延滞料の徴収も不徹底になるといったやうなことになりかねないものであります。こういう変則的なものも、戦後、相当ささいな今申し上げましたやうな事例等はなつたわけでありまして、やはり正道に戻つて、貸付なり売り払いなりは、正当の形式で国有財産を扱うべきではないかという意味で勧告したわけでございます。こういう例はまあ一、二

ございまして、たとえば千葉で、軍用財産を昭和二十七年から二十九年まであめ製造工場で無断に借用して、形は無断でございますが、財務部は右期間に弁償金を昭和二十九年一月八日に調定したけれども、まだ現在未納の状態でございます。これはちょっと言い落しました、今言ったやうな事例は、まあほいほいまに擅用しておるので、財務局が発見したといったやうな事例、そういう場合の事例もあるわけでありまして、弁償金をとる事例はいろいろありますけれども、そういう変則な処置はやめた方がいいのじやないかという意味であります。

それから次は未利用財産、第二次監察いたしました未利用財産の件でございますが、未利用財産は、昭和二十九年の九月三十日現在というものを押えまして、未利用財産がどういふ状態にあるかということ調査したのでございまして、未利用財産と申しますのは、まあ普通財産のうち旧軍用財産及び旧大蔵種財産の不動産の中で駐留軍に提供しておるもの、あるいは現に貸付中のものを除いた、いわゆる利用されていない財産を未利用財産というわけでございます。これが昭和二十九年九月三十日現在で約十五億に財務当局の台帳上なつておるわけでございます。しかしこれは台帳上の未利用財産でございます。実際にまあ文字通り利用されていないという財産はその中の一部であるという調査をやつたわけでありまして、これは非常に件数といたしましては、旧軍用財産が一萬六千九百二十二件でございますので、そのうちの六百六十三件を抽出いたしました。旧大蔵種財産では

五万五千九百八十九件でございます。そのうちの千七百五十九件、合計いたしまして二千四百二十二件でございます。抽出率から申しますと大体三・三％くらいになりまして、対象が多いものですから、十分理想的な対象を抽出することができなかったわけでありまして、この二千四百二十二件を調査いたしました結果から見ますと、この台帳上未利用であるという台帳に載っておるうちに、土地、建物、物件にいたしまして五百八十二件、百分比にいたしまして二四・一％が全部滅失して存在していないということがわかったわけでありまして、これはいろいろな原因があると思ひます。一つはなくなつてしまつたとか、建物なんかはあつたといつて台帳に載つておるのですが、もう腐朽してこわれてしまつて、ほとんど建物の存在がないといつた例でありまして、その他記帳漏れといつたようなものもこの中に含まれておるわけでありまして、これを全部一応滅失といたしまして載せたわけでありまして、その次に存否不明なもの、これはどうも財務局でも、あるかないか、實際台帳にはあるけれども、實際にあるかないか、非常にへんびなところとか、いろいろな軍用財産でも、あるいは道路になつてしまつて、どこにあるかどうかとわからないといつたような理由があると思ひます。把握してないといひますか、そういうようなものが二百二十一件、九・一％でございます。それから一部は、どうも何坪のうち、ある一部分のは滅失してしまつた。あるいは台帳上百坪あるけれども、どうも三

十坪はわからないといつたようなケースが百四十七件の六・一％、従ひまして、一応異状のないもの、いわゆるほんとうの純然たる土地があつて利用されてないといふようなものが千四百七十二件、六〇・七％ということになつたわけでありまして、全部で二千四百二十二件でございます。そのうちの千四百七十二件、六〇・七％になります。それから別の観点から見まして、これは未利用ではありますけれども、實際問題としてそこに農民等が耕作しているとか、あるいは家を建てて住んでいたりとかいふように、いわゆる契約を締結をせずに、乱用、ほしいまに用いておるというふうなものがありまして、それを二千四百二十二件、今申し上げました件数と併せて百分比に分けますと、乱用中のものが四〇・九％、それからそうでない、ほんとうに未利用で、だれも使わずに残つておるといふものが五九・一％、こういうふうな見方もされるのであります。また財務局で實際この土地をつかんでおるといひますか、把握しておるといふような観点から見ますと、七〇・四％、千七百六件は把握されてないといふふうに判定されます。従ひまして残り七百六十六件、二九・六％がまあ一応把握しておる。こういうふうな未利用財産といふものは、軍用財産が大部分でございますけれども、非常に實際に把握されてない。また事実形式的には未利用であつても、擅用されておる。いふたような実情がわかつたわけでありまして、これは今後十分固有財産として財務局が實際を把握して、そうして乱用を排除して、権利関係をはっきりする必要があるのじゃないか。こ

れはもちろん、終戦後どつと軍用財産が財務局所管になりました關係上、これには非常に把握しにくい面が十分認められます。認められまふけれども、やはりこれは努力をし、相当なやり取りも要して、固有財産としてしっかりと把握し、権利関係をはっきりするといふことが理想でございますので、この点につきまして報告したわけでありまして、

なお論議中に、これはほかにもあると思ひますが、大津管内で、これは擅用が相当期間続きますと、時効が完成いたしましたして、所有権を取得することになりまして、これは御承知のように、善意で十年、悪意でも二十年擅用しておりますと、時効で固有財産でなくなつてしまふといふようなこともまあ考えられるわけでありまして、これはその時効の起算点等非常にむずかしい点もあると思ひますが、だまらしてほつておきますと、そういうふうな国損を生ずるといふようなことも徴収として現われておる。その点付け加えて申し上げておきます。

次は第三、物納財産でございますが、これは物納財産は売り払いをするといふことが本来の目的でありまして、貸付処理は全国的に実施してなかつた、従ひましてこの使用者は擅用の状況にありまして、使用料は売り払いの際、さかのぼつて使用期間の分を弁償金として徴収する。これが弁償金の――ちよつと先ほど申しました金に――使つておる。これを財務局が発見して、これを弁償金制度で徴収する、こういうふうな例でありまして、正式に売り払いしましたのは、これは前の土地の売り払いのケースの中に

入つて申し上げるのであります。特別に物納財産の売り払いとしてここに監察をいたしておりませぬので、その点お含みお願ひしたいと思います。これはもうすでに物納以来七年を経過しておるわけでありまして、こういうな処置でそのまま放置するといふと、やはり国損といふことになるわけでありまして、ここにありますように売り払いといふことは目的でありますけれども、やはり売り払いの見込みのないものは一応貸付契約を締結して、貸付料を徴収するといふような方法を講ずべきではないかと思ひます。

で、物納財産は、二十九年度の調査日におきまして、大体土地については数量で八八％、建物につきましては数量におきまして約六四％が処分された形になつておるわけでありまして、従ひましてあと残りのものが、土地が大体二万四千余町、六徳門余、また建物が三万八千余で、五徳門余があるわけでありまして、大体財務局の見込みでは、土地が大体その大部分、あるいは建物は三分の一程度は、いろいろな利用価値とか、そういうふうなことから勘案しまして、処分の見込みがないといふふうなものも見込みもしておるわけでありまして、従ひまして、これをいかに努力いたしまして売り払いといふことが実績を上げられない以上は、何らかのいふゆるここに申しますような貸付といふような正式の契約を締結して処理していくといふことが、すでに時期にきていくんじゃないかといふやうな意味からこういう報告をしたわけでありまして、

それから分割払いですね。割賦払い、分割払いの制度が認められておりますが、これは一時払いの契約にかかわらず、全額を未徴収のものが少々見られた。これはその点につきまして徴収の努力をしていただきたいという意味で報告もいたしたのでございまして、

次は固有機械の維持管理の点でございますが、これは終戦後、軍の所有しておりました機械、この中にはいろいろな電気機械とか通信機械、工作機械、木工機械等、あるいは工具といふものも含まれておるわけでありまして、これが大体駐留軍に提供しておるとか、あるいは自衛隊が使用しておると、あるいは民間の企業に貸し付けておるといふものを除きまして、残余が百万個ばかりあるわけでありまして、しかしこれは中に工具が入つておるもので、大体機械類としましては約二十万四千台と、そういうふうなものを二十九年度の十二月末現在財務局が保管しておるわけでありまして、これは御承知と思ひますが、大体こういう機械は売り払いといふことを主として初め努力をしたわけでありまして、その後民間の会社等が古い機械を持つておつて、それとまあ財務局保管の機械とを交換するといふことによりまして処分する方法をとつてきたわけでありまして、この機械等がまあ時勢の変化もあつたけれども、非常に古い形になつて能率的でないといふたような面もあつたので、なかなかそういう交換にも応じないといふようなことで、処分が滞つたわけでありまして、今後はここにございまして固有財産特別措置法第九條の二の改正で、これはスクラップで売つてもいいといふこととございまして、こういうふうな改正になつたのでありま

して、従いまして、そういうようなものをただ保管しておくだけでは意味がないのでございまして、こういう改正の機会にもししこれを処分するよう促進してほしというものを申し上げたわけでありまして、これはこまかいことになりすけれども、財務局が保管いたしますのに、やはり旧軍用の建物の中に保管しておる。そうすると雨漏り等でもございまして、これを常にやはり維持していかなくてはならぬ。あるいは盗難等にかかってしまふといったようなもので、ただ、保管するというのが非常に困難な状態、それが長引けば長引くほど意味がないことでありまして、まあこういうふうな法の改正のできた機会でもありますので、もししそういうものを処分して、身軽になった方がいいじゃないかという意味でやったわけでございます。

それから第五は、台帳整備及び保管の改善でございますが、これは国有財産の台帳は、これは国有財産法施行規則に形式が規定されておるわけでありまして、台帳には索引番号を付して付図を添えるということになっておりますが、これがわれわれの監察におきまして、非常に整備が悪いのでございまして、たとえば近畿財務局の管内におきまして、調査件数一万七千五百十一件中、旧軍用財産で二千三百八十二、旧大蔵種財産四千七百七十一、その他物納相続税とかその他のことを入れまして一万七千五百十一件中、七千九百四十八件というふうなものが何らかの不備というふうな指摘されておるわけでありまして、これはもちろんここにあり

りますように国有財産の台帳というものは、財産の動的な利用状況というものは、これは示すものでないわけでございますので、貸し付けした事実というふうなものにはほかに予備台帳によって常に明らかにしていかなければならぬわけでありまして、ここにあります「普通財産運用記録カード」というような制度を、大蔵省で通達をいたしました。大いに利用を勧めておるわけですが、一部これを利用してはいる財務局はございすけれども、十分これを活用してはいない。従いまして、台帳の整備と用いますか、いわゆる主管課の横の連絡、国有財産の変化が常に台帳に反映していくというふうな横も人手の不足、対象数が多いということ、終戦後軍用財産等がたぐさん入ってきたといったような理由はあると思ひますが、現実には非常に不備なことは争われないのでありまして、こういう点について台帳の不備というものは、結局処理を誤らすことになりまして、この整備という点について格段の努力をしていただきたいということを申ししたわけでありまして、それに付随いたしまして、この台帳というものは非常に大事な国の財産の根本的書類であります、その保管状況が非常にわれわれから見まして、防火上十分な建物の中に置かれておるといったようなもの、あるいは盗難等の点について多少関心が薄いように見られるようなものもある、こういうふうな関係上、もちろん執務上便宜のため近くに置くかというふうな理由もあるかと思ひますけれども、やはりこういう貴重な台帳については、一そ

ういふ貴重な台帳については、一そ

十分な保管にしてみたいというところにつきまして、つけ加えて申ししたわけでございます。

最後に普通財産の現在額表、これは監察途上、北海道財務局札幌局の方の管区監察局で調査した際に、「普通財産増減及び現在額表」というものを各四半期ごとに本省に報告しておりますが、その内容と、つまりその内容に、軍用財産がどのくらい、大蔵種財産がどのくらいといった報告と台帳面とが非常に数値が違つておるといふことを発見したのであります。これは北海道に特殊と申しますか、関係のようでありすけれども、二十年でしか、税務署から軍用財産、雑種財産を引き継ぎました際に、軍用財産と雑種財産の総額の内訳の区分けを誤まつたと申しますか、その関係上、総額的には台帳と違つてないのであります。つまり軍用財産が五〇〇になり、大蔵種財産が五〇〇のところが一〇〇〇になったというふうな、軍用財産であるべきものが雑種財産として報告されておるといったような内容になっておることを発見いたしました。現地で財務局といろいろ話し合ひまして、この点は大蔵省も至急に改正するというので、勧告前にすでに台帳と内容が合致するよう修正しておるはずでございます。ただ監察結果としてございす。な結果が付随的に出ましたので付け加えて報告いたしましたわけでございます。

一応大蔵省の監察の結果の概要を御説明申し上げます。それでは本日はこの程度として、質疑は次回に譲るといたします。

○八木幸吉君 今、行政管理局で国有財産の管理の状況をいろいろお調べになつたのですが、この財産管理及び財産処分が不適当であつたために、国にどのくらいの損害を与えたかという点をお調べになつた範囲内である。資料を出して御計算をいただいて、資料をお出しを願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔理事青柳秀夫君退席、委員長着席〕

○政府委員(岡松進次郎君) これは突は新聞等でいろいろ何か、一億円でございすか、そういうふうなことを見出しに載せてありますが、これは新聞社が勝手に計算したのでございす。書いたのでございまして、われわれにはそういう点が非常にむずかしいのでございす。これはたとえば、補助金を百万円もらつたけれども、実際返還すべきだといつたように、正確に出る数字でございす。そういうことが言えるのでございすけれども、ただ土地が、実際問題として勘案していかないから、低いというふうなことは言えますが、これが幾らが適當であるかといふことは、これは非常にむずかしい問題で、とてもわれわれ監察のことで早急には結論ができません。幾らの節約といふことは、国損をかけたかといふようなことを幾らに出すことはむずかしいのじゃないかといふふうに考へておられます。

○八木幸吉君 軽々にはむずかしいでしようけれども、たとえば当然貸付料をもらへるべきやつをもらへなかつた。それは坪当たり、地代でございす。ね、何門が適當であるかといふところ

は、これはむずかしいですけれども、大蔵省の見当というものはつくわけですね。非常に監査をなすつて、注意なるといふことはけつこうですけれども、その不注意であつたために国がどれだけ損しているかといふことを実はわれわれとしては一番知りたいところでは、それはちょっと困るのだといふことは、どの程度の一体打があつたかといふことじゃわからないわけですね。ですからそれは一分一厘違わぬものを出してくれといふことはむずかしいけれども、たとえば、何年間の売却代金が延納しておつたというふうなものは当然すべきじゃないかと私は思うので伺つておるのです。

○政府委員(岡松進次郎君) 今のお話でわかる面もあると思ひます。たとえば五万円貸付料をとるべきにかかわらずとつていかなかったというものは、とれば五万円とれるわけでございます。それから、そういうふうな面はわかると思ひますが、なかなか、たとえば精通者の意見を聞かなかつたといふのは、つまり手続上どうも不適當だといふことは言えますけれども、それは幾らであつたかといふことを一々聞いていない場合もございまして、これは一つのケースをきめるのに相当時間も要すること、われわれの方といたしましては、個々の事例等につきましては、御要求がありますれば、調査書を実は印刷してありますので、近くでございましたら差し上げたいと思つておられますけれども、個々の事例は、ここにあげましたのは代表的と申しますか、そう全部は載つておりません。それは私どもの各地方管区と財務局等におきま

し

て、監察結果のつけ合せと申しますか、話し合いをして出してきておるわけでありまして、個々の結果につきましてはやはり各地で、われわれの方としましては、納得した事項につきましては、納得した事項につきましては、でき得る限りすみやかに改善措置をとる。徴収できるものは徴収してほしいというふうな処置をやっておるわけでございます。現実にはまあその後どういうふうになるかというところは、まあ結果が出てきたかというところは、まあある期間になりますれば申し上げることができると思いますが、あまり無責任な数字を出しますことも、われわれ事務当局といたしましては避けなければいけないというふうな関係がありまして、決してどうこうというわけではございませんけれども、総額幾らというふうなことはちよつとむずかしいじゃないかというふうにも考えております。

○八木幸吉君 つまり私の申し上げるのは、怠慢疑は幾らか、その責任を果さなかつたために……一体、君の責任を果さなかつたことは、これは百万円に相当する無責任だと言わなければ、従来会計検査院がしよつちゅう、はなはだどうも不注意で相済みませんでしたというところで済んでしまうのは、どのくらい一体われわれの税金がむだに使われているのか、税金を納める方からいへば非常に腹が立つわけですね。それは不注意でしたということだけでなしに、その不注意のための代価はどのくらいであったかということ、国民の一番知りたいところですね。これは全体にわたって非常に精密なものというところは手数がかかると思いますが、手数がかかっても

やってもらうことがいいと思いませんか、そこまで私はお願いするのじゃないが、大体その頭でもってそろばんをおいてみてもらいたいということをお願ひしたいと思つております。

○政府委員(岡松進次郎君) やつてみないと実はわかりませんので、変な無責任なお答えにならうと思つてますが、この監察が、国費の節減といったような見地からやりまして、またそういうふうなものが出る監察項目と、こういうふうな何と申しますか、個々の事例の事務の改善ということに主力を置きましてやりましたものとは、多少そういうふうな御要求に応じ切れない場合があるかと思つてますが、正式に提出するということになりますと、やはり責任数字になりますので、こういうことを私としましてはちよつと責任を負えないのでございます。まあ研究してみようというところで、御要求もございませぬので、一つ作業をやつて、御相談してみたいと思つてますが、いかがでございますか。

○八木幸吉君 監察自体の効果は、將來に向つて改善の指針を与えるということが一つ、過去の実績に対してどれだけの責任があるか、どれだけの都合ができたかというこの二つがあると思つてます。ですから、むろん將來の改善ということについては、これは大いにしなければならぬし、必要ですけれども、同時に過去のものはどれくらいのものであつたかということも知りたいのです。これは相当めんどうであるかもしれませぬけれども、大局からいっても私は必要じゃないかと思つてますが、政務次官、いかがでございますか。

○政府委員(宇都宮徳馬君) 勸告の基礎になりまして数字については、できる限り詳細な資料を提出いたします。しかしながら、価格の問題は、たゞいま監察部長も申しましたように非常に困難であると思つてますから、できる限りこの勸告の基礎になつた数字の資料は提出いたしますけれども、どのくらい困難に損をかけたかというふうなことは、一ついろいろな時価を御勘案下すつて御推察願ひたい。新聞等の数字も、おそらく各新聞社が独自で推量をし、あるいは独自の調査に基いたものと、かように存じております。われわれもどのくらい一体損をかけたんだというところを知らうと思つて、いろいろ調べたのですけれども、とにかく昭和二十八年の一年間の実績でありますし、また国有財産中の未利用財産につきましては昭和二十九年九月の数字でございますから、なかなかそのときの正確な個々の価格等を現在さかのぼつて調べるといふことは困難な事情にございませぬ。ですから価格の基礎になりまして数字につきましては、できる限りこの詳細な資料を提出いたしますが、どれだけ損をかけたかというふうなことはちよつとむずかしいのじゃないかと、かよう考にえております。

○八木幸吉君 私はこの国有財産の管理の新聞記事によつて申し上げておるのには実はないので、今まで会計検査院の検査報告なんか出ましても、抽象的に、ただざつといろいろ書いてあるだけで、一体これではどれだけ損をしたかというふうな締めくくりがないんです。われわれこの数字をのぞいて、一体幾らになるかということがわ

からぬ場合が多いので、会計検査院に実は前にお願ひしたことがあるので、会計検査院で二年ほど前でしたか、これで三十六億何千万円でしたか、三十七億円か、一応そろいいうふうな数字をもちつたこともありませぬので、これはなかなか数字の点は困難な点がありませぬけれども、どのくらい地代か、それはすぐ出るわけでは、すくから全面的に一つ研究してみようというお答えでは、私は納得できないので、やれるだけとにかくやつて出して見ましようというのをあなたにお答えしていただかなければ、検査の経過だけは調べて出したということは何一つだけけれども、それでできれば精密にというふうなことで、われわれが聞くまでもなく、行政管理局のものとしても当然これはやはりお調べになる必要があるのじゃないかと思つてます。行政管理局でとにかく五億何千万という金を使つて調べていらつしやるんですから、調べるといふことは非常にけつこうなことであるし、將來のためにもなりませんけれども、どのくらい金に換算して損になつているかということを一応聞いてみたい、こういうことで実はお願ひしてあるので、できるだけやつていただきたいというところが一点と、未利用財産が約十五億九千万円あるわけですね。その十五億九千万円を今ちよつと新聞記事を見まして、たとえば明治十年ごろの地代そのままを使つていられるというふうなものもあるわけで、これを一体昭和三十一年度にすればどれくらいになるか、非常に大ざつぱなことを新聞では書いてありますけれども、約一千億円になるんじゃないか。そこで十五億九千万円の

未利用の財産を一体時価に見積つたら、非常にざつぱな大体のものでいいんですけれども、どのくらいになるかということをお願ひしたい、こう思つて御報告をいただきたい、こう思つております。いかがでしょうか。

○政府委員(宇都宮徳馬君) できる限りわれわれもさような数字を得たいと思つておりますから努力いたしますが、ただいつ提出するかということにつきましては、ちよつと時間をちよつとだいたいと、かように考えます。

○八木幸吉君 できたものだけ一つ順次お分け下さつてけつこうですか、できるだけお配り願ひします。

もう一つ資料を……これは会計検査院にお願ひしたいのですが、それは今日軍用財産、旧大蔵省雜種財産、合計七万二千九百九十一件のうちで二千四百二十二件を調べて、これはいろいろお話があつたのですが、新聞記事を中心にして申し上げるわけですが、そのうちで、今申し上げた二千四百二十二件のうち、第一に台帳にあつて現存しないものが五百八十二件、存否不明のものも二百二十一件、一部滅失、その他存否不明が百四十七件、合計二千四百二十二件のうちで九百五十九件、個人無断使用の件数が九百八十九件。土地を調査したものが八百五十九千坪のうちで、台帳にあるが現存せぬものが九十五万七千坪、存否不明が十八万二千坪、無断使用が百五十九万坪、一部滅失または不明のものが三十三万六千坪、管理不十分が三百万坪、建物の調査の対象が十七万二千六百坪のうちで、存在せぬものが五万一千坪、存在不明が千坪、無断使用が九千坪、一部滅失または不明が四千五百坪実体が不

八



付合のが六万五千坪、これだけ書いてあります。それから財産処分の方で、二十八年の貸付五万五千四百十坪のうちで千七百四十四坪、売り払いが一万九千三百七十九坪のうちで千五百二十八坪、これが処分が不適当である、こういうことが出てくるのですが、今申し上げた数々を一体会計検査院はお調べになったかどうか。そのうちで会計検査院で調べられたものが何件で、調査しないものが何件ということの件数と金額、またそのお調べになったうちでも、検査報告に載っているもの、載っていないものもあるでしょうから、それをあわせて、会計検査院の方の、行政管理庁の方の国有財産の管理に対する調査の会計検査院の見解をお出し願いたい。

○委員長(田中一君) 二十六日の日に大蔵省並びに会計検査院を呼んでおります。その際に今お話しになったことを私言っているのですが、間違ひがあるといけませんから、あなたの方から直に……

○八木幸吉君 私の申し上げたいのは、それまでの準備資料として、今申し上げたことをあらかじめ検査院の方でお調べ願いたい、こういう意味です。

○委員長(田中一君) 承知しました。○安部キミ子君 ただいま八木委員からの要望がございましたように、行政管理庁がこのたび国有財産の調査経過をある程度発表になったことは、非常に私は大事なことだと思っております。しかしせっかくのその努力がこの紙の半ばくらいで報告書で終わったというふうなことは、私はちょっと無責任じゃないかと思うのです。もっと今、

八木委員がおっしゃいましたように、われわれも国民も納得がいくような調査報告が私はほしいと思っております。重ねて、いろいろ困難もあるかと思えますけれども、全力をあげて御努力をいただきたいと、こういうふうにごえ、またお願いしておく次第でございます。

○政府委員(岡松進次郎君) ただいま八木委員からの御質問にも申し上げます。八木委員から、ただいま印刷中でございます。印刷して、それをごらんになりますれば、ただいま私が申し上げたものよりも詳しい調査が載っております。それをごらん願ってまた御批判願いたいと思っております。

○安部キミ子君 これじゃだめなのだから……

○政府委員(岡松進次郎君) 今、印刷しております。一週間くらいでできまして、一週間ではできませんが、できるだけのことを一つ考えております。

○安部キミ子君 それと同時に八木委員から詳しい要求がありましたそのことを……

○政府委員(岡松進次郎君) それはちよっと一週間ではできませんが、できるだけのことを一つ考えております。

○久保等君 今、同委員からお話があつて、私も大体そういうことなのですが、先ほど八木委員から言われた、金額を見積るといふことは、これは千差万別の内容をお調べになつていられるから、トータルがどうなるというところはむずかしいともあると思つて、何の事項に該当する、何の何号についてのどの項目についてはこの程度だといふ、相当はつきりした数字の出せるものもあるだろうし、また非

常に困難なものもあるだろうと思つて、はつきり出せるものから逐次私はお出し願つていただければ、今のところだと、そういうものは何もかも一切含めて一体幾らだと言つてよいのか、これは漢として見当がつかない。つかないから、どういふ事項にはどの程度の金額になるのだといふふうにお出し願つて、一つぜひ早急にお出し願つたいと思つて、それと全般的な具体的な事実の報告をいただければ、それを対照しながら見れば、大体千分の一の項目についてはこのくらいだといふ判断も成り立つてはどうかといふ判断も成り立つと思つて、ぜひ一つそういうことで總体的なトータルの結論が出なければいけません。出てくる項目については逐次でできるだけ早くお出し願えれば、非常に具体的な数字で参考になりますし、私もいろいろ内容を検討するに有益だと存じますので、そういう方向でぜひお願ひできないでしょうか。

○政府委員(岡松進次郎君) ただいま突然の御要求で、事務的にも研究しておりますが、おそろく相当条件といふふうな条件がつくというように私には考えませんが、その範囲でできる項目等について至急研究して出せるものは、絶対に出せないということも申し上げられたいと思つて、なるべく早く、そのかわりに非常に仮定が入るのではないかといふことはあらかじめ御承知お願ひしたいと思います。

○大倉精一君 資料を一つお願ひしたいと思つて、ただいまの御説明の中で、売り払い隨意契約の不当事項

をお上げになったのでありますが、これは五百四十七件、このうちで土地、建物設備に関する隨意契約のうち、不当なもの資料をお出し願ひたい。

○政府委員(岡松進次郎君) 土地、建物の貸付、売り払い両方でございますか。

○大倉精一君 売り払いの、隨意契約によつて売り払われたものですね。

○政府委員(岡松進次郎君) そのうち不当といふものは、という事例でございますか。正當に隨意契約をやるものもございませぬ……

○委員長(田中一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田中一君) 速記を始めて。私からも一つ伺いたいのですが、衆議院には行政監察特別委員会というのがございませぬ。その関連は、行政管理庁はどうか。その関連は、行政管理庁はどうか。あなたの方では、たとえば今回の「国有財産管理業務監察の結果に基く勧告」といふものをやつた場合に、これはまさか新聞社にあつた場合に、これはわけじゃないと思つて、従つてこれは大蔵省の方へいったものと思つて、その際に衆議院の行政監察特別委員会の方には同じように提出しておるのですか。

○政府委員(宇都宮徳馬君) 現在において直接関係はございませぬ。委員会の方から請求がありました場合に説明に参るつもりであります。

○委員長(田中一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(田中一君) 速記を始めて。本日はこの程度で質疑は次回に譲ります。これをもちつて本日の議事は終了いたしました。散会いたします。

午後三時四十九分散会

昭和三十一年四月二十一日印刷

昭和三十一年四月二十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局